生活できない 年金が少なくて



利用料が払えない介護が必要だが、



がみつからないケガがあり、仕事



病気で働けない



請は国民の権利人 保護の申



生活保護を必要とする可能性は どなたにもあるものですので、 ためらわずにご相談ください。



費が足りない 子育て中で生活



蓄えがなくなり 生活できない



できない 医療費の支払が



減ったコロナで収入が





## 生活に困ったらまずは相談を!

家庭の事情や困っている状況などをお聞かせください。 生活保護の制度を基本に、皆さんの事情に応じて一緒に考えます。 秘密は守られますので、ためらわずにご相談ください。

## 申請・相談に必要なもの(例)

- ・収入が分かるもの(給与明細書、年金証書など)
- ・資産が分かるもの(記帳した通帳の写し、生命保険の証書など)
- ・住居の賃貸借契約書
- ・各種保険証(国民健康保険証、介護保険証など)
- ・各種医療証(ひとり親家庭医療証、障害者医療証など)
- ・各種手帳 (障害者手帳、精神福祉手帳など)
- ・その他 収入や資産に関わるものなど

詳しくは、電話やメールなどでお問い合わせください。

## といあわせさき ねゃがわし ふくしぶ ほごか 問合せ先 寝屋川市 福祉部 保護課

電話 072-838-0347(直通) FAX 072-826-1860 E-mail hogo@city.neyagawa.osaka.jp



市ホームページ

ラけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ こぜん じ ご こ じ ぶん 受付時間 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後5時30分